

答 申

第1 審査会の結論

山形県知事は、本件異議申立ての対象となった公文書の不開示部分のうち、別表に示した部分を開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

- 1 異議申立人は、平成18年5月23日、山形県情報公開条例（平成9年12月県条例第58号。以下「条例」という。）第4条第1項の規定により、山形県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「山形県米沢市大字板谷清六平775-2 面積205町9反（以下「請求対象土地」という。）の（1）昭和30年2月10日 国から 宛の売払い文書（2）昭和30年7月5日 から国が買収する時の令書及び契約書等」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、（1）開拓財産売払通知書（2）売買契約書の2種類の公文書（以下「本件公文書」という。）を特定したうえで、以下に掲げる「（1）開示をしない部分」を除いて公文書を開示する旨の決定（以下「本件処分」という。）を行い、「（2）開示をしない理由」を付して、平成18年6月5日付け農計第514号公文書一部開示決定通知書により、同日、異議申立人に通知した。

(1) 開示をしない部分

「開拓財産売払通知書」

（ア）文書番号及び年月日

（イ）買受申込書の年月日

（ウ）売払価格

「売買契約書」

（ア）請求対象土地以外の土地の地番、地目、面積

（イ）請求対象土地以外の売買契約に係る土地の台帳面積、実測面積、地上物件の内訳、契約代金

（ウ）代理人の住所、所属、職名、氏名及び印影

(エ) 代金支払の場所

(オ) 請求対象土地以外の登記番号、順位番号

(2) 開示をしない理由

個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るため、条例第6条第1項第2号該当する。

- 3 異議申立人は、本件処分を不服として、平成18年6月27日、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定により、山形県知事に対し異議申立てを行った。
- 4 平成18年7月4日、山形県知事は、条例第11条の規定により、山形県情報公開審査会(以下「審査会」という。)に対して、当該異議申立てに係る諮問(以下「本件事案」という。)を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書、意見書、口頭意見陳述において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 当該対象土地は、もともと異議申立人の父親である [] が所有していたが、昭和23年7月と昭和24年3月の2回に分けて、自作農創設特別措置法に基づき、県を通じて国(農林水産省)に開拓地として買収されたものである。その後、国(農林水産省)は、昭和30年2月、 [] に当該対象土地を開拓不要地として売り戻し、その5ヶ月後の昭和30年7月に国(秋田営林局:当時)が保安林整備臨時措置法に基づき、再度買収を行ったものである。

このことについて異議申立人から林野庁に事実関係を確認しているところであるが、林野庁から示されている資料等の内容からすると、昭和23年及び24年に県を通じて農林水産省に買収された時と昭和30年に秋田営林局に買収された時では面積に大きな違いがあり、また、父親が当初持っていた図面と林野庁が示した図面を比較すると、土地の形状や位置もかなり違っている。このことから測量の錯誤があるのではないかと疑問を持っているが、詳細は不明である。この一連の土地取引には不自然なこ

とが多く、公的な機関が行う事業では考えられないことであり、どのような事務処理が行われたのかを明らかにするために公文書開示請求を行ったものである。

(2) 実施機関は特定の個人が識別され、又は識別され得るため不開示を主張しているが、買収等の事業に協力した当事者の情報であり、開示することにより本人又は相続人の利益を損ねることはないため、個人情報とは言えず、開示すべきである。

第4 実施機関の主張要旨

実施機関が、理由説明書及び口頭意見陳述において主張している本件処分の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件公文書について

「開拓財産売払通知書」は、国（仙台農地事務局（当時））が作成したものであり、国から当該事務の委任を受けた山形県知事が買受申込者である に送付した文書である。また、「売買契約書」は、昭和54年8月3日に異議申立者らが農林水産大臣を被告として開拓財産（当該対象土地）の買収・売払をめぐる不作為の違法確認請求訴訟を提起した際に、農林水産大臣から当該対象土地に係る状況を調査するよう知事に対して依頼があり、依頼に応じて秋田営林局（当時）から取得した文書である。

2 不開示情報の該当性について

(1) 条例第6条第1項第2号該当性について

「開拓財産売払通知書」

本通知書は、国が特定の個人に対して当該対象土地を売払うことを通知した文書であり、特定の個人に帰属する財産に関する情報となるものであることから、この通知書は特定の個人が識別される、又は他の情報と照合することにより特定の個人が識別されうる情報であり、条例第6条第1項第2号に該当する。

しかし、不動産登記簿により何人も閲覧することが可能な情報については、同条ただし書イ「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の規定に該当し、不開示情報から除外することとしていることから、本通知書に記載された当該対象土地の「買受申込者」及び「住所」、「売払する国有財産の表示」及び「所有権の移転期日」は開示することとした。

また、同条ただし書ロ「公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に関する情報」については個人に関する情報から除かれることから、本通知書を発出した当時の仙台農地事務局長の氏名を開示することとした。

「売買契約書」

当該売買契約書は、当該対象土地を含む土地について、秋田営林局長と売渡人であるとの間で締結されたものであり、特定の個人が土地の売買に際してどのような取引を行い、どのような対価を得たかを知ることができる文書である。また、この契約書には開示請求対象以外の土地の情報が含まれており、当該対象土地以外の土地に関する情報と当該対象土地に係る情報を組み合わせることにより個人に関する情報が明らかになることから不開示としたものである。

しかし、不動産登記簿により何人も閲覧することが可能な情報については、同条ただし書きイ「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」の規定に該当し、不開示情報から除外することとしていることから、本契約書に記載された当該対象土地の「契約者氏名」、物件明細に記載された「所在及び地番」「台帳面積」「順位番号」は開示することとした。

また、同条ただし書ロ「公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に関する情報」については個人に関する情報から除かれることから、本契約書を締結した当時の秋田営林局長の氏名を開示することとした。

(2) 異議申立人又は異議申立人が相続人である場合の情報開示について

情報公開制度は、請求の目的如何を問わず、何人に対しても等しく開示請求権を認めており、請求者によりその権利内容や処分内容に差異が生じることがあってはならない。このため、個人に関する情報が記録されている公文書の開示・不開示の決定については、条例第6条第1項第2号ただし書イからニまでの除外条項に該当するもの以外は、本人又は相続人であるか否かにかかわらず、何人に対しても開示することはできないとしている。

第5 審査会の判断

1 本件開示請求に係る文書について

本件開示請求に係る文書は、特定の個人と国の間で行われた当該対象土地に係る買収・売払いの事実を示す文書である。

2 本件事案の審査について

異議申立人は、当該対象土地に係る一連の土地取引が不自然であり、その事実関係を調べるためにこのたびの請求を行ったものであると主張している。また、異議申立人は当該対象土地の取引を行った の相続人であり、当該対象土地に係る情報は異議申立人の財産に係る情報であることから、当事者である異議申立人に開示すべきと主

張している。

一方、実施機関は、本件公文書には個人に関する情報が含まれており、個人が識別され得る情報については不開示としたものであるとしている。

当審査会は、本件公文書に記載されている情報の開示・不開示の決定が適切なものであるか検討する機関であり、文書の開示・不開示について、異議申立人及び実施機関双方から意見を聴取するとともに、インカメラ審理を行い、不開示の理由となった条例第6条第1項第2号への該当性について検討を行った。

3 条例第6条第1項第2号該当性について

- (1) 条例第6条第1項第2号本文は、「個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、個人の権利利益を害するおそれのあるもの」は不開示情報とするとしており、「個人に関する情報」には「所得や財産の状況など一切の個人に関する情報」が含まれると解される。

また、条例は同号ただし書において、同号本文に該当するとしても、例外的に開示できる情報を定めている。

実施機関は、本件公文書において不開示とした情報は、同号に該当すると主張している。以下、本件公文書の同号該当性について検討する。

- (2) 本件公文書は、国と特定の個人との間で取り交わされた土地の取引に関する文書であり、いずれも個人の財産内容を示す情報が含まれていることから、個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、若しくは他の情報と照合することにより識別され得るものと言える。したがって、本件公文書は同号本文に該当すると認められる。

ただし、別表に掲げる部分は、開示しても特定の個人が識別され得る情報とは認められないことから開示すべきである。

また、同号ただし書イ「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」が規定されており、法人登記簿や不動産登記簿の謄本等のように法令等により何人も閲覧することができるものが該当するとしている。当該対象土地に係る不動産登記簿を閲覧すれば、その土地の所在地、地番、地目、地積、所有権移転の期日や所有者の情報が何人も閲覧可能な状況にある。このため、本件公文書に記載されている当該対象土地の面積、地目、所有者（契約者）名及び住所、所有権移転日は同号ただし書イに該当すると認められる。

その他、本件公文書に記載された公務員の職名及び氏名は、同条ただし書ロ「公務員等の職務の遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の職、氏名及び職務遂行の内容に関する情報」に該当すると認められ、実施機関の判断は妥当と認められる。

4 本人等の情報を開示することについて

異議申立人は、本件公文書は異議申立人の父親である 〇〇〇〇 が関係した文書であり、その相続人である異議申立人は 〇〇〇〇 と同様に当事者であるから、個人の利益を侵害することはなく、全面開示すべきであると主張している。

しかし、情報公開制度は、請求の目的如何を問わず、何人に対しても等しく開示請求権を認めており、請求者によりその権利内容や処分内容に差異が生じることがあってはならないよう運用されなければならない。

このため、個人に関する情報が記録されている公文書の開示・不開示の決定については、条例第6条第1項第2号ただし書イからニまでの除外条項に該当するもの以外は、本人や相続人であるか否かにかかわらず、特別の取扱いを行うべき根拠はないと解するのが適当であり、第三者からの開示請求があった場合と同様に扱うという実施機関の判断は妥当である。

5 異議申立人のその他の主張について

当該対象土地やその周辺の土地については、異議申立人は昭和54年に農林水産大臣を被告とする当該対象土地の売渡しを求める不作為確認訴訟を提起するなど、国や実施機関が行った買収・売払いに係る一連の行為が違法・不当であること等を主張しているが、当審査会は、条例上実施機関が行う公文書の開示決定等について不開示条項の適用の妥当性を判断する機関であり、当該主張が当審査会の判断を左右するものではない。

6 結論

以上の事実及び理由により、審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は別記のとおりである。

別 表

公文書の件名		開示すべき部分
売買契約書 3枚目の売渡人(乙)欄	住所	市町村名
	氏名	「代理人」と記載された部分及び代理人が所属する会社の種別

別 記

年 月 日	処 理 内 容
平成18年 7月 4日	諮問庁から諮問を受けた。
平成18年 7月19日	諮問庁から公文書一部開示決定に係る理由説明書を受理した。
平成18年 7月31日	異議申立人から意見書を受理した。
平成18年 9月19日 (第42回審査会)	事案の概要説明を行った。
平成18年10月16日 (第43回審査会)	事案の審議を行った。
平成18年12月11日 (第44回審査会)	異議申立人及び実施機関から意見を聴取した。 事案の審議を行った。
平成18年12月22日 (第45回審査会)	事案の審議を行った。

山形県情報公開審査会委員名簿

氏 名	現 職	備 考
水 上 進	弁護士	会長
北 野 通 世	山形大学人文学部教授	会長職務代理者
伊 藤 三 之	弁護士	
岡 崎 邦 子	人権擁護委員	
鈴 木 多喜子	株式会社東雲観光グループ会長	